

保険法現代化が損害保険実務に与える影響

東京海上日動 吉澤卓哉

保険法現代化の論点は、損害保険関連だけでも極めて多岐に亘る。そこで、本発表では、法制審議会で必ずしも充分には議論されていないと思われる論点や観点到に絞ることとした。具体的には、定額保険の現物給付、逆選択と告知義務制度、片面的強行規定の適用除外の3点である。

1. 定額保険の現物給付

中間試案では、人保険の定額保険である生命保険契約、傷害保険契約・疾病保険契約に関して、現物給付の導入を検討対象としている（「〔その他の一定の給付〕」と表現されている。中間試案第3の1(1)注1、第4の1(1)注1）。

(1) 保険の分類

保険には種々の分類方法があるが、保険事故の対象による分類と保険給付の方法による分類を組み合わせると、図表1のようになる。ここで取り上げるのは、図表1のB、Fである。これらは人保険における定額保険の現物給付であるが、理論的には、保険としての内在的制約の問題と、損害保険における現物給付との異同の問題があると考えられる。

(2) 定額保険の現物給付に関する内在的制約

定額保険も保険の一種であるから、保険の内在的制約に服することになる。したがって、現物給付方式の定額保険にもリスク移転が求められると考えられるが、この点について十分な議論がなされていない。

【商品例1】・・・リスク移転はあるのか？

被保険者をA、保険金受取人をB、現物給付を世界一周旅行とする死亡保険

【商品例2】

被保険者をA、保険金受取人をB、現物給付を葬儀とする死亡保険

【商品例3】・・・リスク移転はあるのか？

保険契約者＝被保険者＝保険金受取人をC、現物給付を世界一周旅行とする生存保険（70歳で保険給付）

【図表1】 保険の分類と商法や中間試案における

「損害保険契約」「生命保険契約」「傷害・疾病保険契約」

保険事故 の対象		発生損害	保険給付方法			
			定額給付 ＝「定額保険」		損害填補給付 ＝「損害保険」	
			金銭給付	現物給付 (?)	金銭給付	現物給付
人間 ＝「人保険」		生死 ＝「生存保険」＋ 「死亡保険」	A 商法の 生命保険契約 中間試案の 生命保険契約	B(?) (中間試案の 生命保険契約)	C 商法の 損害保険契約 中間試案の 損害保険契約	D 商法の 損害保険契約 中間試案の 損害保険契約
		傷害・疾病 ＝「傷害保険」＋ 「疾病保険」	E 中間試案の 傷害保険契約 疾病保険契約	F(?) (中間試案の 傷害保険契約 疾病保険契約)	G 中間試案の 損害保険契約	H 中間試案の 損害保険契約
財産 ＝「財産保 険」	物 (または 特定 財産)	直接的損害 ＝「物保険」	(M)	(N)	O 商法の 損害保険契約 中間試案の 損害保険契約	P 商法の 損害保険契約 中間試案の 損害保険契約
		間接的損害 ＝「利益保険」 「費用保険」等	(Q)	(R)	S 商法の 損害保険契約 中間試案の 損害保険契約	T 商法の 損害保険契約 中間試案の 損害保険契約
	一般 財産	一般財産 の減少 ＝「責任保険」 「費用保険」等				

(3) 損害填補方式の現物給付との異同

人保険については、そもそも損害填補方式の現物給付があるので（これは「損害保険契約」である）、これとの異同も明確にしなければならない。

①【商品例4】

保険契約者＝被保険者＝保険金受取人をD、現物給付内容を最重度者向けの介護サービスとする生存保険（70歳で保険給付）

→実質は「損害填補方式の現物給付」ではないか？

② 中間試案の説明

中間試案は現物給付を「（保険契約において、保険給付の内容が定められ、又は保険給付の内容を客観的な基準で確定することとされている場合における給付をいう。）」と説明しており（同 p. 17）、保険契約締結時に予め現物給付内容が定められているから「損害保険契約における保険給付とは明確に区別される」と述べている（補足説明 p. 69; 保険法部会資料 11, p. 2）。

→「明確に区別される」のか？

(i) 【商品例4】

(ii) 「全壊のみ担保」の地震保険

③ 金銭給付と現物給付のセット商品

金銭給付と本来の現物給付との選択を認める定額保険を想定してみる。

→現物給付部分は「損害填補方式の現物給付」たる性格付けがより強まる。

以上、(2)(3)で述べたとおり、人保険に関する定額給付方式の現物給付は、理論的な問題が整理・解決されていないと言えよう。現行の商法（や保険業法）にも全く規定がなく、かつ、学界でも十分な議論がなされてきていないにもかかわらず、法の条文として規定するのは時期尚早だと思われる。また、実務的にも、金銭給付の一形態として（保険金支払先の指定。ただし支払保険金の範囲内）、事実上現物給付と同様の行為を実施できるので、少なくとも現段階では定額保険の現物給付に関する規定は置くべきではない。

2. 逆選択と告知義務制度

保険の諸制度にはそれぞれ経済的意義があるが、ここでは逆選択との関連で告知義務制度を取り上げてみる。

(1) 告知義務に関する法改正の方向性と実務上の問題点

中間試案では、告知義務に関して大きく3点の変更を提案している。

① 自発的申告義務から質問応答義務への変更

告知の対象事項が、自発的申告義務から質問応答義務へと変更される見込みである（中間試案 p. 2）。そして、中間試案では本規定は片面的強行規定とされる予定であり、約款による保険契約者不利益変更はできないことになる。

なお、片面的強行規定とは、保険契約者・被保険者が有利となるようには約定で変更することができるものの、不利となるようには変更できない（仮に変更しても当該約定は無効となる）規定である。

② 告知義務違反と保険事故の因果関係具備

告知義務違反と保険事故の因果関係については、因果関係が存在しなければ保険填補責任を保険者が免れないという規定自体は改正前後で変わらない。しかしながら、現行商法は任意規定であるので、損害保険約款では、告知義務違反があれば、保険事故との因果関係不存在でも保険填補責任を負わないとしていることが大半である。ところが、中間試案ではこの規定は片面的強行規定とされる予定である（中間試案 pp. 3-4）。したがって、告知事項によっては（たとえば、自動車保険における免許証の色）、告知義務違反と保険事故との因果関係が認められない（この場合、保険金を支払わざるを得ない）ことが多いものがあり、告知義務の遵守を期待し得なくなる可能性が高い（制裁は契約解除のみとなる）。

③ 告知義務違反の制裁（all or nothing v. pro rata）

告知義務違反の制裁に関して、中間試案は、現行商法どおりの保険填補責任の全部免責を規定する案（オール・オア・ナッシング方式）とともに、保険契約者側が重過失であって、かつ、正しい告知がなされていれば高い保険料で保険契約を締結していたであろう場合に限って、免責ではなくて、一定割合で減額した（たとえば、保険料比）保険金を支払う方式（プロ・ラタ方

式)による保険填補を規定する案を提案している(中間試案 pp. 3-4)。もし、プロ・ラタ方式が採用され、かつ、片面的強行規定とされてしまった場合には、告知義務違反と保険事故との間に因果関係が存在する場合であっても、正しい告知があればそもそも保険引受をしなかった場合を除き、比例的に保険給付がなされることになる(故意を保険者が立証することは事実上困難である)。もともと少ない保険料しか支払っていないのでプロ・ラタでの保険給付でも保険契約者側に特に損はなく、制裁としての効果を期待できない(逆に、告知義務違反が判明しなければ過少な保険料で全額の保険給付を得られるので、かえって告知義務違反を助長することになる)。

(2) 情報偏在下の逆選択

保険市場は典型的な「情報の偏在」下の市場である(「情報の非対称性」)。

→強制保険(compulsory insurance)でない限り、逆選択(adverse selection)が生じる(Akerlof [1970])。

→保険者はリスク区分を設定して分離均衡(separate equilibrium)を目指すことになるが、今度はハイ・リスク者がロー・リスクであると虚偽の告知をして保険に加入しようとする。

→これに対する有効な牽制策が存在しないと、ハイ・リスク者が大量にロー・リスク区分に混入してくるため、ロー・リスク者には全部保険を提供できなくなる。

ロー・リスク者に一部保険等を提供することで分離均衡が成立することが理論的にはあり得るが、その場合であっても、ロー・リスク者は「情報の非対称性」が存在しない場合よりも低い「効用」しか得られない(Rothschild=Stiglitz [1976], pp. 629-649)。また、分離均衡を成立させるには、保険者は、ハイ・リスク者に全部保険を提供し、ロー・リスク者に一部保険等しか提供できないが、現実にはこうした経営行動は採用されにくいので、保険制度は崩壊に向かう可能性がある。

(3) 告知義務の経済的意義

そこで、実効的な牽制策が必要となるが、これが告知義務制度である。したがって、実効的な告知義務制度は今後も維持しなければならない(高尾[1998], p. 24; 同[2006], p. 147; 藤田=松村[2002])。

そして、告知義務は告知義務違反による制裁に裏打ちされており、保険契約者による告知（情報開示）のインセンティブをコントロールするシステム（高尾[1978], pp. 68-70）、あるいは、告知のインセンティブを強化するエンフォースメント・メカニズム（藤田＝松村[2002], pp. 2086-2088; 榊[2003], p. 452-454）だとも言える。

現行の告知義務制度はそれなりに保険制度の維持に寄与していると評価できるが、中間試案で示されている告知義務制度の改定後も、逆選択に対する実効的な牽制が維持できるか否かを検討する必要があるだろう。

3. 片面的強行規定の適用除外

中間試案では、一定の規定を片面的強行規定にしようとしている。この規律の適用除外の範囲が未解決の論点となっている。

(1) 中間試案

中間試案では、海上保険契約、再保険契約、「一定の契約」の3者を適用除外にするととされているが、最後の者の具体的内容が固まっていない。

(2) 検討の視点

片面的強行規定の規律を及ぼすか否かは、次のような視点での検討が必要であろう。

第1に、保険契約者の保険契約に関する知識や理解が、保険契約締結時点において乏しいことが必要である（補足説明 p. 3）。

第2に、保険者との交渉力が著しく劣ることが必要である（補足説明 p. 3）。

第3に、付保対象リスクに関して、著しい「情報の偏在」が生じていないこと、あるいは、著しい「情報の偏在」が有効に相当程度解消されることが原則として必要だと言えよう。

(3) 具体的検討

適用除外の具体例は、大別すると次の2つに分類できる。

(α) 保険契約者の属性から導かれる類型（以下の①～③）

この場合、当該保険契約者が締結する保険契約は全て適用除外となる。

(β) 付保対象リスクの属性から導かれる類型（以下の④、⑤）

この場合、当該リスクを付保対象とする保険種類のみが適用除外となる。

① 保険者を保険契約者とする保険契約

いわゆる保険の「プロ」である保険者自身が保険契約者となる場合には、片面的強行規定の規律は不要である。

ここで、保険契約者となる保険者とは、保険業法上の生命保険会社、損害保険会社、少額短期保険業者、外国保険業者のみならず、保険法における保険者（たとえば、制度共済）の全てが含まれることになる。

この適用除外に該当する保険契約としては、元受保険契約もあり、また、再保険契約もある。なお、再保険契約では全て保険契約者が保険者であるので、再保険契約は全てが適用除外となる。

② 保険代理店・保険仲立人を保険契約者とする保険契約

保険代理店や保険仲立人もいわゆる保険の「プロ」であるから、それらが保険契約者となる場合にも片面的強行規定の規律は不要である。

③ 大規模事業者等を保険契約者とする保険契約

大規模事業者は、片面的強行規定の適用除外とすべきである。

ここで「大規模」の画定方法が問題となるが、上場の有無、資本金や資産額といった客観的数値を基準とせざるを得ないであろう¹。

なお、「事業者等」には、事業会社のみならず、事業者団体等も含めて問題ないと思われるが、客観的数値をうまく利用できるか否かが問題となる。また、国や地方公共団体も適用除外に含めるべきであろう。

④ 巨大リスク・特殊リスク

巨大リスクや特殊リスクに関しては、保険契約者たる事業者等の属性の如何を問わず、適用除外とすべきである。

具体的には、人工衛星・航空機・鉄道・船舶・貨物に関する保険、原子力リスク（原子力保険）や環境汚染リスク（環境汚染賠償責任保険など）に関

¹ EUの保険規制における「ラージ・リスク」（large risk. 損害保険1次指令

（73/239/EEC）5条(d)、付表A）としての「大規模事業リスク」とは、総資産€6,200,000、正味売上高€12,800,000、会計年度中の平均従業員数250人、の3指標のうち2指標について基準値を上回る場合である（物保険、自動車保険、賠償責任保険、利益保険等について「ラージ・リスク」となる）。

する保険、製品の瑕疵リスクや欠陥リスク（リコール費用保険、瑕疵保証責任保険など）に関する保険、信用リスクに関する保険（保証保険、信用保険）などが考えられる。

⑤ 事業者等の本業リスク

特定の保険種目に関しては相当な保険知識が期待できる事業者等が存在する。こうした事業者等が保険契約者となる場合には、その本業に関する保険種目に関しては、片面的強行規定の適用除外とする余地がある。

貨物運送業者：物品運送が本業→貨物保険

倉庫業者：物品保管が本業→火災保険

工事業業者：建設工事が本業→工事保険

自動車製造者：自動車の製造が本業→新車一貫保険

また、特定の事業リスクに関しては、事業者として当然に高度かつ専門的な情報や技術を備えている筈であり、保険者が相当な情報劣位に置かれている（「情報の非対称性」が著しい）ことも勘案すべきである。このようなリスクに関しては、片面的強行規定の規律は適当ではない。

専門職業人：専門的職業が本業→職業賠償責任保険

以上に検討した①～⑤の適用除外理由を整理すると図表2のようになる。今後、このような観点から適用除外の範囲に関する議論を深めていくべきであろう。

【図表2】片面的強行規定の適用除外

			適用除外とする理由		
			保険に関する保険契約者の知識・理解がきわめて乏しいとは言えないこと 【保険契約情報に関する「情報の非対称性」】	保険契約者の、保険募集人との交渉力が圧倒的に劣るとは言えないこと 【交渉力】	保険契約者側に重大なリスク情報があること 【リスク情報に関する「情報の非対称性」】
保険契約者の属性 (→全ての保険種目について適用除外)	①	保険者	◎	◎	—
	①'	再保険における出再保険者	◎	◎	◎
	②	保険代理店 保険仲立人	◎	○	—
	③	大規模事業者 等国・地方公共団体	○	◎	—
リスクの属性 (→当該保険種目について適用除外)	④	巨大リスク 特殊リスク	○	○	◎
	⑤	事業者等の本業リスク	○	—	○
	⑤'	専門職業人の職業リスク	○	—	◎

注 ◎：よく当てはまるもの

○：当てはまるもの

—：必ずしも当てはまらないもの

(当てはまることもあれば、当てはまらないこともある)

【平成19年度日本保険学会大会】

共通論題「保険契約法の現代化と消費者利益」

レジュメ：吉澤 卓哉

参考文献（部分）

榊素寛[2003]「告知義務の意義とその限界(1)」法協 120 巻 3 号

高尾厚[1978]「保険における『市場の失敗』」保険学雑誌 481 号

高尾厚[1998]『保険とオプション — デリバティブの一原型 —』千倉書房

高尾厚[2006]「保険市場」近見正彦他『新・保険学』有斐閣

藤田友敬＝松村敏弘[2002]「取引前の情報開示と法的ルール」北大法学論集 52
巻 6 号

Akerlof, George A. [1970] The Market for "Lemons": Quality Uncertainty
and the Market Mechanism, 84 *Quarterly Journal of Economics*

Rothschild, M. and J. E. Stiglitz [1976] Equilibrium in Competitive
Insurance Markets: An Essay on the Economics of Imperfect Information,
Quarterly Journal of Economics, Vol. 90 No. 4